

# 中部地方下水道協会規則

|      |   |
|------|---|
| 総会議決 | 昭和 39 年 11 月 28 日   |
| 一部改正 | 昭和 61 年 5 月 29 日 (6 条・7 条・8 条・8 条の 2)   |
| 一部改正 | 昭和 63 年 5 月 31 日 (3 条・4 条・4 条の 2・4 条の 3・5 条・7 条・8 条・<br>8 条の 2・9 条・11 条・12 条・14 条・15 条)                                     |
| 一部改正 | 平成 4 年 5 月 28 日 (1 条・4 条・4 条の 2・4 条の 3・5 条・10 条・13 条)   |
| 一部改正 | 平成 22 年 5 月 27 日 (1 条・2 条・3 条・4 条・4 条の 2・4 条の 3・5 条・<br>6 条・7 条・8 条・8 条の 2・9 条・10 条・11 条・12 条・<br>13 条・14 条・15 条・16 条・17 条) |
| 一部改正 | 平成 23 年 5 月 25 日 (5 条・5 条の 2・7 条)   |
| 一部改正 | 平成 26 年 5 月 22 日 (4 条)  |

(名称)

第 1 条 当協会は、中部地方下水道協会（以下「協会」という。）と称する。

(定義)

第 2 条 協会の区域（以下「区域」という。）は、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、福井県、静岡県、三重県及び愛知県とする。

(事務所の位置)

第 3 条 協会は、事務所を会長の所在地に置く。

(目的)

第 4 条 協会は、区域内において、下水道事業を推進するため、公益社団法人日本下水道協会（以下「日本下水道協会」という。）及び区域内県下水道協会（以下「県下水道協会」という。）と連携しながら協会の会員相互の広域的な連携及び情報交換を図るとともに、当該事業に係る諸般の調査研究その他必要な事業を行うことを目的とする。

(会員の種類)

第 5 条 協会の会員は、正会員、パートナー会員及び特別会員とする。

2 正会員は、一種正会員及び二種正会員とする。

(会員の資格)

第 5 条の 2 会員の資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一種正会員 区域内において日本下水道協会の一種正会員であるもの
- (2) 二種正会員 区域内において日本下水道協会の二種正会員であるもの
- (3) パートナー会員 下水道事業に密接な関係があり、協会の目的達成に協力する団体で、区域内に事業所等を有するもの
- (4) 特別会員 下水道事業の経営又は下水道の技術に関心を有する団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人として入会が認められたもの

(入会の申込み)

第 5 条の 3 会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書により第 7 条第 1 項第 1 号に定める会長（以下「会長」という。）に申し込み、第 15 条に定める役員会（以下「役員会」という。）の承認を得なければならない。

(会費)

第 6 条 会員は、協会の事業を遂行するため、年度ごとに細則所定の会費（以下「会費」という。）を納入しなければならない。

2 会費は、年度の 6 月 30 日までに納入しなければならない。

3 年度途中で入会した会員は、会長が指定した期日までに会費を納入しなければならない。この場合において、入会した日がその年度の定時総会終了日より後であったときは、会費を半額と

する。

4 会員は、年度途中で退会し、又は除名された場合においても、当該年度の会費を納入しなければならない。

(役員)

第7条 協会に次の役員を置く。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 会長                 | 1名  |
| (2) 理事（県下水道協会会長が指定する者） | 9名  |
| (3) 理事（前号以外のもの）        | 若干名 |
| (4) 監事                 | 2名  |

2 会長、理事（前項第3号の理事に限る。）及び監事は、第11条に定める定時総会において当該役員を輩出すべき正会員を選出するものとし、その正会員が指定する者が当該役員に就任するものとする。ただし、監事は、他の役員を兼任することができない。

(役員職務等)

第8条 会長は、協会の会務を掌理し、協会を代表する。

2 監事は、協会の会務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、その終期は、選任された年の翌々年の定時総会終結の日とする。

(欠員の補充)

第10条 役員に欠員を生じた場合には、補欠者を選任する。ただし、理事又は監事に欠員が生じた場合で、会長において業務執行上支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により選任されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 協会総会（以下「総会」という。）は、次の各号に掲げる事項のほか協会の組織、運営、管理その他協会に関する一切の事項について議決をすることができる。

- (1) 協会規則又は細則を変更すること
- (2) 歳入及び歳出予算を定めること
- (3) 決算を認定すること
- (4) 日本下水道協会の総会に提出すべき事項
- (5) その他特に重要と認められること

2 総会は、定時総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

3 定時総会は、毎年1回開くものとする。

4 臨時総会は、正会員の3分の1以上からその目的を示して会長に請求があったとき又は会長が特に必要と認め役員会の承認を得たときに開くことができる。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、開催地代表とする。

3 会長は、総会を招集するときは、開催日の5日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(総会の決議)

第13条 総会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第11条第1項第1号に掲げる事項については、正会員の2分の1以上の者が出席し、その3分の2以上の者の同意がなければならない。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって採決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合における前項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決事項の報告)

第14条 総会において、日本下水道協会の総会に提出すべき事項が決定したときは、会長は事項ごとに提案の理由を付し、日本下水道協会会長に提出するものとする。

(役員会)

第 15 条 役員会は、役員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他会務執行上の重要事項

2 役員会は、総会で議決すべき事項がある場合において、緊急を要するため総会を開くことが困難なときは、総会に代わりこれを議決することができる。ただし、第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる事項については、この限りでない。

3 前項の規定に基づき議決した事項は、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(役員会の招集)

第 16 条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は会長とする。

3 会長は、役員会を招集するときは、開催日の 5 日前までに役員に通知しなければならない。ただし、急を要するときはこの限りでない。

(事業年度)

第 17 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(委任)

第 18 条 この規則の施行について必要な事項は、役員会にはかり会長が定める。

附 則

この規則は、昭和 39 年 11 月 28 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 61 年 5 月 29 日（第 23 回定時総会の日）から施行する。

附 則

この規則は、昭和 63 年 5 月 31 日（第 25 回定時総会の日）から施行する。

附 則

この規則は、平成 4 年 5 月 28 日（第 29 回定時総会の日）から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 5 月 22 日（第 51 回定時総会の日）から施行する。